

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月18日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区基町9番32号
氏名	広島市水道事業管理者 広島市水道局長 村上 裕之
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-511-6806
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	広島市水道局 牛田浄水場
事業場の所在地	広島市東区牛田新町一丁目8番1号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	水道業
②事業の規模	給水能力 119,000 m3/日
③従業員数	32人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙Aのとおり

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(5 年度) 実績量
計画:今年度(6 年度) 計画量

	単位:トン/年										単位:トン/年									
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	2536	3329	0	0	0	0	2137	2826	0	0	399	503	399	503	399	503	0	0	0	0
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類																				
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不棄物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鉱さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	2536	3329	0	0	0	0	2137	2826	0	0	399	503	399	503	399	503	0	0	0	0

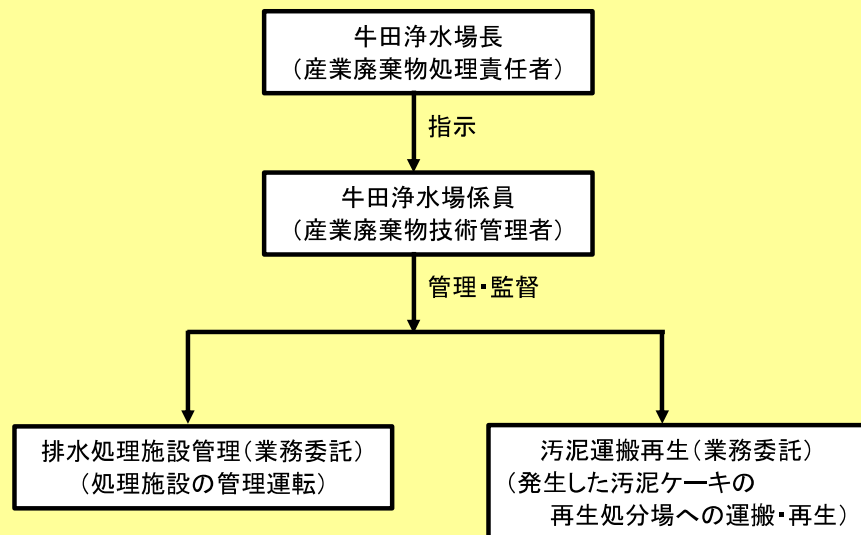
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

牛田浄水場の排水処理施設の運転管理及び発生した汚泥ケーキの運搬再生処分は、業務委託で行っている。これら業務委託の監理・監督は、産業廃棄物技術管理者(牛田浄水場係員)が、産業廃棄物処理責任者(牛田浄水場長)の指示を受け行っている。

[管理体制図]



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	自ら行う中間処理による減量、及び業務委託による再生処理を実施。
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の 種類及び分別に関する取組)	浄水(水道水)の製造工程で発生する産業廃棄物は汚泥のみであり、現時点では産業廃棄物を分別する必要はない。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	同上。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	産業廃棄物の再生は業務委託している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上。

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	牛田浄水場の排水処理施設で中間処理として、ろ過濃縮及び加圧脱水を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	産業廃棄物の埋立処分及び海洋投入処分は行っていない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上。

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	牛田浄水場で行う中間処理によって生じた残さは、全量を業務委託により路盤材や改良土として再生利用している。 また、牛田浄水場係員が当該委託業者の運搬・再生利用についての履行確認を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上。

産業廃棄物の一連の処理の工程
(産業廃棄物処理計画書 第1面の④)

④産業廃棄物の
一連の処理の
工程

